

議第57号

三島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案

三島市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年三島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月7日提出

三島市長 豊岡 武士